6　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7　「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうちに非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額）についても記載すること。

8　「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

9　「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において解約又は償還を行った分を記載すること。

10　「発行者との関係」の欄には、法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

11　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

12　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

13　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。